

第27号

広報 県病院だより

県立大島病院：鹿児島県奄美市名瀬真名津町18-1

電話 0997-52-3611 FAX 0997-53-9017

【URL】<http://hospital.pref.kagoshima.jp/oshima/>

大島病院の理念

公立病院として、奄美の医療に貢献し、住民に信頼される病院を目指します。

- 1 わたしたちは、奉仕の精神をもって、患者様に接します。
- 2 わたしたちは、質の高い医療を提供することに努めます。
- 3 わたしたちは、地域の医療・福祉との連携に努めます。

奄美の今後と県立大島病院のこれから

院長 眞田 純一

今年は何年、最も人口の少ない干支であるようです。近年は全国的な人口減少が言われていますが、奄美群島も例に漏れず全ての市町村で減少を続けており、対策の必要性が叫ばれているにもかかわらず、ほぼ一貫して、群島全体で1年に1500人程度の減少が続いています。奄美が日本に復帰した当時（約60年前）の20万人が、現在では10万9000人、ほぼ半数に減ったこととなります。一方で高齢者は増加していくため、医療・介護体制の再評価、改善を地域全体で早急に図っていく必要があります。

さて、昨年は1月に大寒波が襲来、明治34年以来、実に115年ぶりに奄美に雪が観測されました。明治34年は県立大島病院が開設された年であり、その意味で病院にとって特記すべき年でしたが、さらに大きな展開として12月には、長い間の懸案であった念願のドクターヘリが運航されることになり、奄美の救急医療体制が大きく変わりました。“奄美ドクターヘリ”は大島病院の救命救急センターを基地として、奄美群島全体及び十島村を運航範囲としており、各地域の消防からの要請を受け、大島病院の医師・看護師が搭乗、救急現場へ急行し治療を開始、迅速に大島病院や他の医療機関へ搬送します。ただし群島内の医療機関で対応困難な心臓血管外科やハイリスクの周産期の患者さん等については、鹿児島大学病院や鹿児島市立病院、あるいは状況によっては沖縄の医療機関へ搬送することも想定しています。早期に治療開始でき、また医療機関への搬送時間が大幅に短縮されることから、救命率の向上・後遺症の軽減に大きく寄与するものと思います。

昨年は、550人規模の自衛隊の奄美への配置へ向けて整備が開始されたことも、地域にとって大きな情勢の変化となりました。もちろん国外からの侵略防止が



目的ですが、一方で大規模災害等での人命救助への尽力が期待されます。また大きな期待を持たれている奄美の世界自然遺産登録へ向けて、その前段階である国立公園指定が決定的となり、平成30年には遺産登録実現が見込まれています。これらはいずれも、地域の人口増へ繋がる動きであり、地域活性化へ向けての大きな福音と捉えることができるものと思いますが、地域中核病院・地域医療支援病院としての大島病院の体制整備は、奄美で安心・安全に暮らしていくための大きな課題であり、人口減対策でもあるでしょう。今後とも自己完結可能な、本土並みの医療環境整備に向けて、努力を続けていく必要があります。

酉年は果実が極限まで熟す、即ちこれまで培ってきた物事が頂点まで極まる年、とされます。本年が、大島病院にとって、またみなさんにとって充実した良い年になりますように、祈念いたします。

目 次

CONTENTS

- ◆ 奄美の今後と県立大島病院のこれから・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- イベント
- ◆ 「奄美ドクターヘリ運航開始式」を開催・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ◆ 「クリスマス関連イベント」を開催・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

- 院内委員会紹介
- ◆ サービス向上委員会・・・・・・・・・・・・・・・・ 5・6・7

- お知らせ
- ◆ 院内の絵画・写真を更新しました・・・・・・・・・・・・・・・・ 8



■ イベント

～奄美ドクターヘリ運航開始式～



奄美ドクターヘリの運航開始式を平成 28 年 12 月 26 日（月）、名瀬佐大熊町のヘリ格納庫で行いました。

式には、三反園県知事をはじめ、国、県の議員、奄美群島市町村長、医療・消防関係者など、119 名が出席されました。

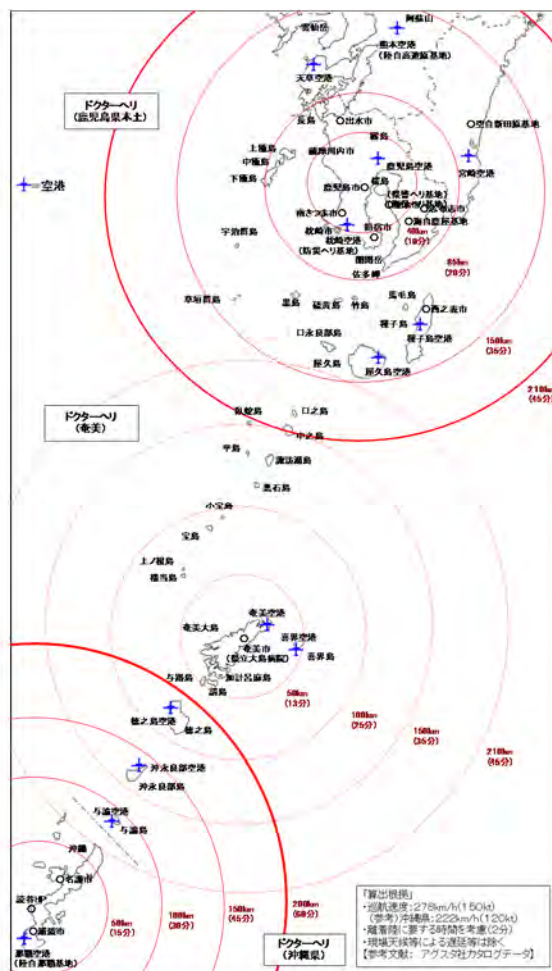
来賓では、金子万寿夫衆議院議員、池畑憲一県議会議長、朝山毅奄美市長、熊本一朗鹿児島大学病院院長、向井奉文大島郡医師会会長から祝辞をいただき、ドクターヘリの機体を前に、テープカットを行いました。

奄美ドクターヘリは、巡航速度約 280 km、510 km を無給油飛行できる性能を持ち、奄美群島及び十島村を運航範囲としています。

治療は原則、奄美の医療機関で行いますが、ハイリスクの周産期や心臓血管外科等、対応困難な患者さんについては、県本土もしくは沖縄に搬送を行う場合もあります。

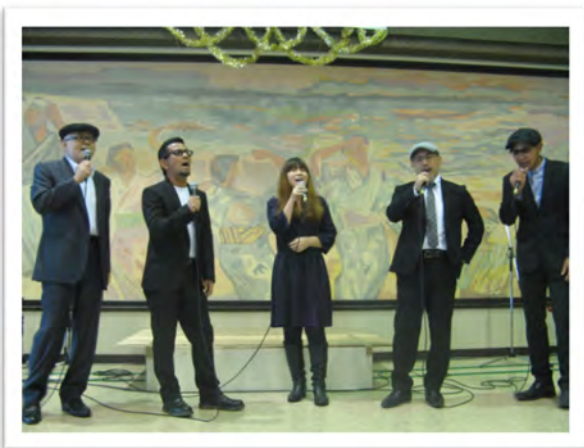


【ドクターヘリ運航範囲】



～クリスマス関連イベント～

当院では、平成 28 年 12 月にクリスマス関連イベントを多数行いました。



平成 28 年 12 月 11 日 (日)
～がん患者家族会クリスマスコンサート～

- ・我自由丸'S (がじゅまらず)
- ・築地 俊造
- ・久永 美智子

主催 あまんの会 (会長 寺田 日出樹)



平成 28 年 12 月 18 日 (日)
～クリスマス会コンサート～

- ・奄美・島人合唱団
- ・森山 ユリ子
- ・中村 健太郎 (当院医師)

主催 アニマソン M (代表 渡辺 美佐子)



平成 28 年 12 月 22 日 (木)
小児科病棟
～おもちゃの広場 (クリスマス会)～

- ・奄美・島人合唱団
- ・絵本読み聞かせ (福田 文子)

主催 アニマソン M (代表 渡辺 美佐子)



平成 28 年 12 月 24 日 (土)
～キャンドルサービス～

・当院職員及びその家族の方々が参加しました。

■院内委員会紹介

サービス向上委員会

平成 27 年度まで看護部で職員接遇マナーの向上・院内美化等の取り組みを行っていましたが、県立大島病院全体・全職員が参加し、県立大島病院の接遇・患者サービス向上につなげる事が重要であるため、平成 28 年度から全職種が参加するサービス向上委員会として活動を開始しました。

1. 目的

県立病院における職員の接遇向上及び療養環境改善を目的とする。

2. 目標

- 1) 職員の接遇に関する意識の向上に努め、接遇マナーを強化する。
- 2) クレームに対する意見交換をし、情報を共有する。
- 3) 院内美化に努める。

3. 活動内容

- 1) 活動日：月 1 回（第 1 週木曜日）
- 2) 小集団活動（3 チーム編成）：美化グループ・教育研修グループ・調査分析グループ
- 3) 2 チームの小集団にて院内の環境ラウンド及び接遇ラウンドを行う
- 4) 患者満足度調査の実施
- 5) 接遇研修の開催
- 6) 身だしなみチェック自己評価・他者評価を 2 回実施

4. 結果

- 1) 環境ラウンドの施行・改善を行った。
- 2) 患者満足度調査
 - (1) 平成 27 年 12 月 3 日実施（全病棟）
配布 184 枚 → 回収 181 枚（回収率 98.4%）
 - (2) 平成 27 年 11 月 30 日～5 日実施（外来）
配布 500 枚 → 回収 475 枚（回収率 95%）
 - (3) 新しい試みとして患者満足度調査の結果を院内掲示し、患者さまへの結果報告とした。
※今年度も同様に実施予定

3) 接遇研修会・・・奄美看護福祉専門学校 医療福祉秘書学科

専任講師 浦口 真奈美 先生

「見られる接遇・伝える接遇」

- (1) 平成 29 年 1 月 17 日（火）開催
- (2) 対象者：全職員



サービス向上委員会 ～美化グループの活動紹介～

平成 28 年 7 月 24 日 サービス向上委員会 美化グループ小集団活動
患者様の心の癒し空間作りのため全職員に呼びかけ、ボランティアを募り親和会・ガーデニング部の協力を得て参加者 大人 23 名 子供 5 名 院内花壇の草取りを実施。
院内美化活動として、炎天下の中で大人も子供たちも一生懸命草引きをし、雑草に覆われていた花壇がとてもきれいに整備されました。



平成 27 年 9 月から癒し空間作り・待ち時間対策

サービス向上委員会の活動の一環として、患者さんや付添いの方が、待ち時間を有効に利用していただくため、1階外科外来への通路に図書コーナーを設置しています。



<県立大島病院臨床倫理指針>

【臨床倫理指針の原則】

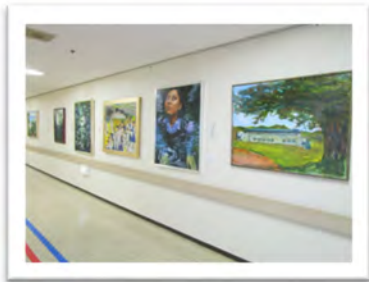
1. 患者さんへの十分な情報の提供により、理解と同意のもと医療を行う。
2. 提供する医療は、最小のリスクで最大の益がもたらされるよう努める。
3. 公平、公正な医療を行う。
4. 院内倫理委員会の方針に従う

当院は敷地内全面禁煙です

～皆様のご理解とご協力をお願いします。～

■お知らせ

院内の絵画・写真を更新しました。



奄美高校（美術部）のご協力をいただき、主に1階と2階の廊下に絵画を展示しています。



また、奄美写真クラブの皆様が撮影した写真を展示していますので併せてご覧ください。

今後も、定期的に更新されますのでご期待ください。



県立大島病院患者権利憲章

わたしたちは、患者様の次の権利を尊重します。

- 1 人間としての尊厳を尊重される権利
- 2 国籍、人種、信条、年齢、性別、社会的身分により差別されない権利
- 3 プライバシーを保護される権利
- 4 常に可能な限り、高度な医療を受ける権利
- 5 病院、治療方針について、必要な情報を得て、自分で決めることのできる権利
- 6 延命措置を選ぶ権利または断る権利
- 7 医療に従事する者の氏名、資格、役割を知る権利
- 8 診療記録の開示を求める権利